

建設工事請負基準約款（抜粋）

（談合その他不正行為による解除）

第44条の2 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第65条から第67条までの規定による審決(独占禁止法第66条第3項の規定による原処分を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (6) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（損害賠償の予定）

第44条の3 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、請負金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、工事が完了した後においても適用するものとする。
- 4 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対し、第1項及び第2項の額を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して当該額を支払わなければならない。